

IV-4 いじめ防止基本方針

長崎市立東長崎中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

目指す生徒像

「知・徳・体の調和のとれた生徒」

○求めて学ぶ生徒

○心身共に健やかでたくましい生徒

○夢や志の実現のために努力する生徒

※他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を持ち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。

※規範意識と道徳心を身につけ、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識を持ち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

「PTA等との連携」

- ・PTA総会
- ・評議員会
- ・理事会
- ・専門委員会
- ・学年会、地区部会
- ・部活動振興会 など

「いじめ対策委員会」

校長、副校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校相談員 など

※必要に応じて関係教職員や専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・教育委員会
- ・警察
- ・子育てサポート課
- ・児童相談所
- ・法務局
- ・医療機関
- ・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・こども相談センター
- ・学校評議員 など

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進する。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・集団・学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等の関係機関との連携のもと推進する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあっては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

防止・早期発見・措置の手立てについて

〈教職員の取組〉

防止	○生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる学校の雰囲気づくり。 ○教職員がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く安全確保に努める。 ○生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進。
早期発見	○「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」との認識をもち、全教職員で生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。 ○生徒指導委員会等で気になる生徒の情報を共有し、初期対応について共有認識をもって対応する。
措置	○いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、全教職員の共通理解の下、速やかに組織的に対応する。 ○被害生徒を守り通すとともに教育的配慮の下、毅然たる態度で加害生徒を指導する。その際、形式的な謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

〈生徒の取組〉

防止	○生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、いじめを許さない集団づくり。 ○自他の存在を認め合い、尊重し合える集団づくり。 ○生徒会活動を通して自己指導能力を高める。
早期発見	○毎月こころのアンケートを実施し、いじめの状況を把握できるようにする。 ○学校・保護者・関係機関へのいじめについての相談をする。 ○生徒の活動として、いじめを相談できる体制づくりに努める。
措置	○いじめられた側もいじめた側もいじめを無くすという強い意志をもち、正確な情報提供に努める。 ○傍観者は自らも当事者の一人であることに気付き、素直に反省する。

〈保護者の取組〉

防止	○子どもの頑張りを認め、自己肯定感を高める家庭教育に努める。 ○子どもの交友関係に関心を持ち、把握に努める。 ○「いじめは許されない」という態度を示し、毅然とした指導に努める。 ○携帯電話等の利用を認める場合は、放任せず、ルールを設定した上で正しく活用させる。
早期発見	○「いじめはどの学校、どの生徒にも起こりうる」との認識をもち、生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。 ○PTAだけでなく地域の関係団体との連携を密にし、学校外での生徒の生活状況等を把握し、情報を共有する。
措置	○いじめの発見・相談を受けた場合は、速やかに学校へ相談する。問題発生後に被害・加害の保護者や生徒が孤立しないように情報の共有や、生徒を寄り添い支える体制を作る。 ○学校と連携・協働しながら、いじめをやめさせ、再発防止の措置を取る。

いじめ重大事態について

- (1) 調査を要する重大事態の例
- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。
- ③その他の場合
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合
- ※早期の支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
 ※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- (2) 重大事態の報告
- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・学校→教育委員会→市長
- (3) 調査を行う組織
- ・「長崎市いじめ防止基本方針」に基づき教育委員会の指導・助言のもと組織的に対応する。

年間計画

月	指導内容	月	指導内容
4	いじめ防止基本方針の共通理解 校内研修（生徒の情報交換） こころの日アンケート あいさつ運動	10	こころの日アンケート 三者面談 あいさつ運動
5	こころの日アンケート あいさつ運動	11	こころの日アンケート 生徒会役員改選と組織づくり あいさつ運動
6	こころの日アンケート あいさつ運動 薬物乱用防止教室	12	こころの日アンケート 人権集会 校内研修（生徒の情報交換） あいさつ運動
7	こころの日アンケート 公開授業（命に関わる内容） 情報モラル講話 三者面談 あいさつ運動	1	こころの日アンケート あいさつ運動
8	平和祈念集会 校内研修（生徒の情報交換）	2	こころの日アンケート あいさつ運動
9	こころの日アンケート あいさつ運動	3	こころの日アンケート あいさつ運動 校内研修（生徒の情報交換）

いじめに関する主な相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
東長崎中学校	095-883-2141	8:15~16:45 (月~金)
24 時間子供 SOS ダイアル (親子ホットライン)	0120-0-78310	24 時間対応
	soudan@news.ed.jp	
長崎市教育研究所相談	0120-556-275	9:00~17:00 (月~金)
	soudan@nagasaki-city.ed.jp	
長崎市こども総合相談	095-822-8573 095-825-5624	8:45~17:30 (月~金)
長崎県警本部 ヤングテレフォン	0120-786-714	9:00~17:00 (月~金)
こども、女性、 障害者支援センター	095-846-5115	9:00~20:00 (月~金)
長崎いのちの電話	095-842-4343	8:45~17:30 (年中無休)
長崎県いじめ 相談ホットライン	0570-078310	24 時間対応
チャイルドライン	0120-99-7777	16:00~21:00 (毎日)